

【外科専門医制度と National Clinical Database (NCD) の連携に関する Q & A】 (平成 29 年 1 月時点)

Q1：NCD 登録について①

NCD にはどの程度のデータを入力すればよいのですか？

A1：当該手術症例を外科専門医制度のみに利活用される場合は、“外科共通項目部分”の登録を完了させて、NCD 診療科長もしくは NCD 主任医師の承認が済んでいれば利活用されます。外科専門医制度とサブスペシャリティ専門医制度の双方に利活用される場合は、各サブスペシャリティ専門医制度の入力条件に従ってください。

なお、外科専門医制度に利活用できるのは、当該手術症例の「術者」または「助手」（第〇助手まで、という制限はありません）として入力された医師に限ります。

また、どの術式名で登録すればよいかは、基本的に各施設の NCD 診療科長などの判断によります。「外科専門医修練カリキュラム 手術手技一覧対応表（到達目標 3）」を参考に、NCD 診療科長などの許可の下で登録術式を選択してください。NCD では類似の術式名が複数存在しますので、登録にあたっては充分にご留意ください。

例：【NCD】OT0098（T 血管）「傍大動脈周囲リンパ節郭清術」

→【外科専門医】「末梢血管—その他の末梢血管手術」ヘカウントが可能

【NCD】OV0025（V リンパ管・リンパ節）「傍大動脈リンパ節郭清術」

→【外科専門医】手術症例として認めない

Q2：NCD 登録について②

開業医でも NCD に登録できるのですか？

A2：NCD 登録に病院の規模などは不問ですので、登録を進めてください。

また、開業医の方々が行われることの多い「切開排膿」や「腫瘤摘出（皮膚）」などの手術症例も登録できます（NCD 術式では、それぞれ「皮膚切開」や「皮膚、皮下腫瘍摘出術」などに該当します）。

Q3：NCD 登録について③

外科専門医制度に利活用できる手術を、産婦人科、整形外科、皮膚科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、形成外科などの外科系以外の診療科で行った場合も NCD（外科系登録）に登録できますか？

A3：外科系の NCD 社員学会が必要と考える場合には、外科系以外の診療科で行われた外科専門医制度に利活用できる手術の登録も可能です。産婦人科医や整形外科医など、外科に所属登録していなくても、医籍番号を持った医師であれば、その手術症例を登録される診療科で「術者登録」を行って、術者や助手として登録できます。

なお、NCD の社員学会である泌尿器科学会と形成外科学会は、専用の登録システムが NCD 上にごございますので、両学会の会員の先生は、それぞれの当該システムの登録をしていただきますようお願いいたします。日本外科学会領域の先生方が泌尿器・形成外科領域の手術を執刀した場合には、それぞれの診療科領域のシステムで登録してください。

Q4：術式のカウントについて

NCD に登録した手術症例が外科専門医制度に利活用される場合に、術式の数どのようにカウントされる

のですか？

A4：「外科専門医修練カリキュラム」の『1件の疾患につき複数の手技が行われていても、1名がカウントできる手術経験は原則として1例とする。(ただし、異なる臓器の異なる疾患に対する同時手術の場合はそれぞれを1例としてカウントできることとするが、手術記録に術式名として記載されていることを要する)』という解釈に変更はありません。

したがって、NCDの1件のデータに複数の術式が入力されていた場合は、個々人の選択により、申請時点でどの術式(分野)を外科専門医制度に活用するかを決めてもらいます。

逆に、活用時の選択肢を増やすために、術式は細かく分けて入力されることをお勧めします(NCDは1件あたり最大8術式まで入力できます)。

※複数の領域(術式)に跨っていると思われる手術症例は、NCD検索システム内「外科病歴抄録の閲覧」では「未分類症例」に格納されていますので、カウントしたい領域(術式)を選択して、個々人で振り分け作業を行ってください。なお、「未分類症例」の画面で「分類済」にチェックを付して絞り込み検索を行うと、既に振り分けた症例の振り分け先を変更することが可能です。

Q5：「日本心臓血管手術データベース(JCVSD)」について

「日本成人心臓血管外科手術データベース(JACVSD)」もしくは「日本先天性心臓血管外科手術データベース(JCCVSD)」に関して、手術日が2012年12月31日までの症例データは外科専門医制度に活用されるのですか？

A5：2012年にJACVSDやJCCVSDのデータの“外科共通項目部分”がNCDのシステムに連結され、外科専門医制度に活用できるようになりました。

Q6：2010年以前の手術症例について

NCDに2010年以前の手術症例を登録して、外科専門医制度に活用してもらうことはできませんか？

A6：NCDはあくまでも2011年1月1日以降の手術症例を登録対象としておりますので、2010年以前の手術症例を登録することができません。NCDの運用開始の初期段階で登録できてしまったとしても、後にエラーデータとして除外されます。2010年以前の手術症例は本会が用意する所定フォーマットに記載して提出してください。

Q7：病院内の倫理審査について

病院内の倫理委員会の審査が済んでいなかったり、NCD参加を認めない旨の審査結果が出されたりしたために、どうしてもNCDに参加できない場合はどうすればよいですか？

A7：病院内の倫理委員会の審査が済んでいなかったり、NCD参加が認められなかったりした旨を証明する公式の文書(倫理審査結果報告書など)を、本会の専門医認定委員会に提出してください。専門医認定委員会が可否を判断した上で、必要に応じて例外的なフォロー策が講じられます。

なお、病院内に倫理委員会がない場合は、病院長の承認や、NCDの倫理委員会による代理審査といった手筈がありますので、ご確認ください。

Q8：海外の症例について

海外の手術症例もNCDに登録することができますか？

A8：海外の手術症例はNCDに登録できません。本会が例外的なフォロー策を講じますので、適宜お申し出ください（外科専門医の新規申請の場合は最低手術経験数の半分を上限として、更新申請の場合は上限なく、海外での手術症例が認められます）

Q9：閉院の場合について

NCDに施設登録を行わないままに、病院が閉院してしまった場合も、それまでの手術症例をNCDに遡って登録できますか？

A9：閉院済みの診療科でも、該当期間の症例に責任を有する方を診療科長とすることなどを条件として、NCDへの診療科開設が認められることがあります。なお、閉院した施設にはNCDの会費請求は行われません。

Q10：施設の名称変更や合併の場合について

施設が名称を変更したり、施設どうしで合併したりした場合はどうなりますか？

A10：既に旧名称でNCDに開設済みの施設が、外科専門医制度修練施設（指定施設）もしくは関連施設である場合（現在は指定期間切れの場合も含む）は、両者の連携がなされております。したがって、NCDに名称変更や、合併に伴う新規施設開設などの申請を行われる際には、必ず本会にも連絡してください。もしも、NCDには新規施設開設を申請したにもかかわらず、本会には指定施設もしくは関連施設としての名称変更の手続きのみで済ませたというような場合は、その新規開設施設が登録した手術症例は外科専門医制度で利活用されません。なお、合併の場合は、合併後の施設へNCDの会費請求が行われます。

Q11：NCD登録について④

NCD症例登録システム」で登録済みの手術症例が、「NCD検索システム」では確認できないのですが？

A11：「NCD症例登録システム」で登録された手術症例の個々の確認は、「NCD検索システム」の「手術症例一覧」ページで行ってください。「手術症例一覧」ページに表示された手術症例が「外科専門医修練カリキュラム」の諸条件に従って、「外科病歴抄録の閲覧」および「外科専門医/指導医症例確認」ページへ反映されます。もしも、「手術症例一覧」ページに経験した筈の手術症例が表示されない場合は、施設がNCDに登録していないか、もしくは、施設が手術症例を登録する際に当該者の医籍番号の入力を誤ったかの、どちらかである可能性が高いと思われます。なお、「NCD検索システム」の「手術症例一覧」ページは、症例毎ではなく、術式毎に表示されますが、NCDは1件あたり最大8術式までの入力が可能のため、ほとんどが実際の経験手術症例数よりも多い術式数が表示されることになります。

※NCD登録の詳細や不明な点などは、NCD事務局に直接お尋ねください。

一般社団法人 National Clinical Database 事務局

<http://www.ncd.or.jp/contact>（問合せフォーム）

（平成24年2月作成）

（平成27年2月改定；〃部を追加しました）

（平成27年7月改定；〃部を変更しました）

（平成29年1月改定；〃部を変更しました）